

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 寄附金

改 正 後	改 正 前
<p>(資産を帳簿価額により寄附した場合の処理)</p> <p>8-4-15 ……………</p> <p>……………あっても、……………</p>	<p>(資産を帳簿価額により寄附した場合の処理)</p> <p>8-4-15 ……………</p> <p>……………あっても、<u>その記載がなかったことについてやむを得ない事情がある</u>と認めて……………</p>

二 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p><u>(リース資産の対価の額に係る金銭債権の範囲)</u></p> <p><u>10-2-2の2 令第96条第5項第1号(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる「リース資産の対価の額に係る金銭債権」には、法第64条の2第3項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引に係る契約が解除された場合に同条第1項の賃貸人に支払われることとされているいわゆる規定損害金に係る金銭債権が含まれることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</u></p> <p>(複数の連結法人が同一債務者に対する金銭債権を有する場合の個別評価金銭債</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(複数の連結法人が同一債務者に対する金銭債権を有する場合の個別評価金銭債</p>

改 正 後	改 正 前
<p>権の判定)</p> <p>10-2-3</p> <p>(人的保証に係る回収可能額の算定)</p> <p>10-2-9</p> <p>.....当該<u>金銭債権</u>.....認められる」<u>場合</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(担保物の処分以外に回収が見込まれない場合等の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れ)</p> <p>10-2-10</p> <p>.....その他の事由により、当該<u>金銭債権</u>.....認められる <u>こと</u>」には、次に掲げる<u>事実</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>こと</u></p> <p>(2)</p> <p>.....<u>こと</u></p> <p>(実質的に債権とみられない部分)</p> <p>10-2-11</p>	<p>権の判定)</p> <p>10-2-3</p> <p>(人的保証に係る回収可能額の算定)</p> <p>10-2-9</p> <p>.....当該<u>個別評価金銭債権</u>.....認められる<u>場合</u>」.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(担保物の処分以外に回収が見込まれない場合等の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れ)</p> <p>10-2-10</p> <p>.....その他の事由が<u>生じていること</u>により、当該<u>個別評価金銭債権</u>認められる<u>場合</u>」には、次に掲げる<u>場合</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>とき</u></p> <p>(2)</p> <p>.....<u>とき</u></p> <p>(実質的に債権とみられない部分)</p> <p>10-2-11</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....当該金銭債権.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(繰入れ対象となる公的債務者に対する個別評価金銭債権)</p> <p>10-2-16</p> <p>.....金銭債権は、.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(取立て等の見込みがあると認められる部分の金額)</p> <p>10-2-17</p> <p>(1) 当該金銭債権.....</p> <p>(2) 当該金銭債権.....<u>填補</u>.....</p> <p>(3) 当該金銭債権.....</p> <p>(4)</p>	<p>.....当該個別評価金銭債権.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(繰入れ対象となる公的債務者に対する個別評価金銭債権)</p> <p>10-2-16</p> <p>.....個別評価金銭債権は、.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(取立て等の見込みがあると認められる部分の金額)</p> <p>10-2-17</p> <p>(1) 当該個別評価金銭債権.....</p> <p>(2) 当該個別評価金銭債権.....<u>てん補</u>.....</p> <p>(3) 当該個別評価金銭債権.....</p> <p>(4)</p>

改 正 後	改 正 前
(貸倒損失の範囲－返品債権特別勘定の繰入額等) 10－2－24 <u>令第96条第6項第2号イ</u> (1) (2) (3)	(貸倒損失の範囲－返品債権特別勘定の繰入額等) 10－2－24 <u>令第96条第2項第2号イ</u> (1) (2) (3)

三 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

改 正 後	改 正 前
(前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された個別欠損金額の合計額) 11－2－2 <u>令第116条の3</u> <u>第117条の2第1号</u> <u>第118条第1号</u>	(前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された個別欠損金額の合計額) 11－2－2 <u>令第116条の3第1号</u> <u>令第117条の2第1号</u> <u>第118条</u>

四 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

改 正 後	改 正 前
(事業分量配当の対象となる剰余金) 18－2－1 <u>法第60条の2第1号</u> (注) (従事分量配当の対象となる剰余金) 18－2－2 <u>法第60条の2第2号</u>	(事業分量配当の対象となる剰余金) 18－2－1 <u>法第60条の2第1項第1号</u> (注) (従事分量配当の対象となる剰余金) 18－2－2 <u>法第60条の2第1項第2号</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(漁業協同組合等の組合員以外の者に対する剰余金の分配)</p> <p>18-2-3<u>法第60条の2</u>.....</p> <p>(農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配)</p> <p>18-2-4<u>法第60条の2</u>.....</p>	<p>(漁業協同組合等の組合員以外の者に対する剰余金の分配)</p> <p>18-2-3<u>法第60条の2第1項</u>.....</p> <p>(農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配)</p> <p>18-2-4<u>法第60条の2第1項</u>.....</p>

五 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い)</p> <p>19-3-1</p>	<p>(外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い)</p> <p>19-3-1</p> <p><u>㊦ 連結法人が当該連結事業年度において納付する外国法人税の一部につき法第81条の15の規定を適用し、他の外国法人税につき同条の規定を適用しないで損金の額に算入して申告した場合において、その申告をしたことが当該損金の額に算入した外国法人税につき同条第1項に規定する外国法人税に該当するかどうか明らかでなかったことによるものであると認められるときは、同条第11項に規定する「やむを得ない事情」があるものとして取り扱うことができる。</u></p> <p><u>(使用人の範囲)</u></p> <p>19-3-2 <u>削 除</u></p> <p>19-3-2 <u>令第155条の28第3項第2号(連結国外所得金額の計算)に規定する「使用人」の範囲については、次のことは次による。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>19-3-3 <u>削 除</u></p> <p>(源泉徴収の外国法人税等)</p> <p>19-3-4該当するが.....</p>	<p>(1) <u>使用人は、常用であると日々雇い入れるものであると問わないが、使用 人兼務役員は含まれない。</u></p> <p>(2) <u>いわゆる駐在員事務所、買付事務所、情報収集事務所等で同号に規定する 国外事業所等（以下この節において「国外事業所等」という。）に該当しな い施設に就労する使用人は、国外事業所等の使用人に該当しない。</u></p> <p>(3) <u>国外事業所等を通じて行う事業に帰せられる国外源泉所得（同項に規定す る国外源泉所得をいう。以下この節において同じ。）につき外国法人税を課 さないこととしている国又は地域にある国外事業所等に就労する使用人は、 国外事業所等の使用人に該当する。</u></p> <p>(4) <u>法第141条第3号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課 税標準）に規定する代理人等に相当する者で国外に置かれているものは、国 外事業所等の使用人に該当する。</u></p> <p><u>(国外使用人割合の計算の特例)</u></p> <p>19-3-3 <u>令第155条の28第3項第2号（連結国外所得金額の計算）に規定す る国外使用人割合は、その連結事業年度終了の時ににおける各連結法人の国外事 業所等の使用人の数及び各連結法人の使用人の総数に基づいて計算するので あるが、各連結法人がこれらの人数につき、当該連結事業年度における延人員 等当該連結事業年度において従事した使用人の数に基づく合理的な人数によ っている場合には、各連結法人ごとに継続適用を条件としてこれを認める。</u></p> <p>(源泉徴収の外国法人税等)</p> <p>19-3-4該当するが、<u>例えば、マレーシアにおける配当所得に対するい わゆる源泉控除のように</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(連結国外所得金額の計算)</p> <p>19-3-9 ……………</p> <p>……………国内源泉所得（以下この節において「国内源泉所得」という。） 以外の所得（以下この節において「国外源泉所得」という。）……………</p> <p><u>(租税条約により条約相手国等に課税が認められた所得の取扱い)</u></p> <p><u>19-3-10の2 令第155条の28第4項第3号《連結控除限度額の計算》の規定の適用上、同項の国外源泉所得に係る所得に該当するものとされる所得には、例えば、租税条約の規定により条約相手国等（令第155条の27第3項《外国税額控除の対象とならない外国法人税の額》に規定する条約相手国等をいう。）において租税を課されることとされている不動産関連株式（その有する資産の一定割合が当該条約相手国等に存する不動産である法人の株式をいう。）の譲渡に係る所得が該当する。</u></p> <p><u>④ 当該不動産関連株式の譲渡により損失が生ずる場合の損失額は、連結国外所得金額の計算上、損金の額に算入することに留意する。</u></p> <p>(負債利子の配賦)</p> <p>19-3-13 ……………</p> <p>……………<u>令第142条第8項《国外事業所等》に規定する国外事業所等（以下この節において「国外事業所等」という。）における国外業務……………</u></p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p>	<p>(連結国外所得金額の計算)</p> <p>19-3-9 ……………</p> <p>……………国内源泉所得（以下この節において「国内源泉所得」という。） 以外の所得……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(負債利子の配賦)</p> <p>19-3-13 ……………</p> <p>……………<u>国外事業所等</u>における国外業務……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
(注) 1 2 3 4 5	(注) 1 2 3 4 5
(事業の区分) 19-3-29 <u>表す</u> (注) <u>表す</u>	(事業の区分) 19-3-29 <u>表わす</u> (注) <u>表わす</u>
(所得率等が変動した場合の取扱い) 19-3-30 (注) 1 2 <u>第142条の2第2項</u> <u>第142条の2第2項第4</u> <u>号括弧書</u>	(所得率等が変動した場合の取扱い) 19-3-30 (注) 1 2 <u>第142条の3第2項</u> <u>第142条の3第2項第4</u> <u>号括弧書</u>
(連結国外所得金額等の計算の明細書の添付) 19-3-40 <u>連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書</u>	(連結国外所得金額等の計算の明細書の添付) 19-3-40 <u>連結確定申告書</u>
(外国法人税を課されたことを証する書類及びその提出先) 19-3-41	(外国法人税を課されたことを証する書類及びその提出先) 19-3-41

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>.....<u>連結確定申告書又は修正申告書</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>当該連結確定申告書又は修正申告書</u>.....</p>	<p>.....</p> <p>.....<u>連結確定申告書</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>当該連結確定申告書</u>.....</p>

六 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正前又は改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u></p> <p>(1) <u>この法令解釈通達による改正後の10-2-2の2の取扱いは、平成24年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p> <p>(2) <u>平成24年4月1日前に開始した連結事業年度分の法人税については、この法令解釈通達による改正前の19-3-2及び19-3-3の取扱いは、なお従前の例による。</u></p> <p>(3) <u>この法令解釈通達による改正後の19-3-10の2の取扱いは、平成23年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>